

第2回沖縄県ハンセン病問題シンポジウム開催業務 企画提案仕様書

1. 業務名

第2回沖縄県ハンセン病問題シンポジウム開催業務

2. 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3. シンポジウムの目的

ハンセン病問題に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病回復者やその家族が安心して豊かな生活を営むことができる社会の実現を目指し、現状の課題を受け止め、それぞれの立場で何ができるか考える機会とするとともに、自分事として、人権を考える学びの場をつくることの可能性を模索し、包括的な差別解消への取組につながるよう人権学習の充実に資することを目的とする。

4. 業務内容

(1) シンポジウム運営

以下の概要でシンポジウムを運営すること。

① 日時

令和8年1月頃の午後1時～午後5時の間の2時間30分で提案すること。

② 会場

場所は沖縄県南部地域（難しければ中部地域でも可）、規模は約400～500人で提案すること。なお、開催形式はYouTubeのライブ配信によるハイブリッド形式とする。

③ 対象

一般県民。特に、学校関係（教員・学生）、福祉関係、平和・人権関係等とする。

④ プログラム

別添「第2回沖縄県ハンセン病問題シンポジウム プログラム（案）」参照。

※構成や登壇者については、変更となる可能性がある。

⑤ 司会者の選定

本シンポジウムに適した候補者を提案すること。

⑥ その他

- ・会場の運営を行うこと。
- ・登壇者の中には、撮影不可の当事者がいることから、ライブ配信の際は顔が映らないよう細心の注意を払うこと。
- ・集計作業を含めてアンケートを実施すること。
- ・シンポジウム開催後、誰もが配信内容を視聴できるようアーカイブ動画を編集し、YouTube上で配信を行うこと。

(2) 広報活動

○チラシおよびポスターの制作・印刷・配布

シンポジウム開催の効果的な周知が期待できるチラシおよびポスターのデザインを提案し、制作・印刷・配布を実施する。(配布先は別添「送付先一覧(案)」のとおり)

ポスター(A2、カラー、片面・コート紙、1,000部)

チラシ(A4、カラー、片面・コート紙、12,000部)

○その他の広報

チラシ・ポスター以外に、より多くの県民の集客が見込める効果的な広報を提案すること。

(3) その他

○県および関係者で開催する打ち合わせ会に出席し、議事概要の作成等を行うこと。(数回程度)

○司会者および登壇者等に対する謝金・旅費や会場の使用料等のシンポジウム実施に必要な経費の支払業務を行うこと。(総額55万円程度)

○登壇者やプログラムについては、県で調整する。

5. 成果品

成果品として、以下の報告書等を電子データで作成・提出すること。

- ・アンケート結果等をまとめた実績報告書
- ・アーカイブ動画の記録映像

6. 再委託の制限

(1) 本業務の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとして、あらかじめ県が書面で認める場合には、これと異なる取扱いをすることができる。

- ・契約の主たる部分(契約金額の50%を超える業務、企画判断・管理運営・指導監督・確認検査などの統括的かつ根幹的な業務)

(2) 契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

- ・資料の収集、整理
- ・複写、印刷、製本
- ・原稿およびデータの入力及び集計

- (3) 再委託先業者として、本業務の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者を選定することはできない。
- (4) 機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、県に報告し、承認を得ること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。
- (5) 受託者又は本業務の一部の委託を受けた業者（以下この項において「委託元業者」という。）から本業務に係る業務の一部を受けた業者は、当該業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合、再委託する業務の範囲及び再委託先等について、委託元業者を通じ、受注者が取りまとめの上、県に申請し、承認を得ること。

申請にあたって必要な書類及び手続き並びに本仕様書に定める責務について、上記アに準拠する。なお、再委託された業務に係る最終的な責任は受注者が負うこと。

7. その他

- (1) 業務の実施により取得した著作権等については沖縄県に帰属する。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。
- (2) 事業完了時に、実際に要しなかった経費があるときは相当の委託料を減額する。
- (3) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (4) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (6) 本契約に定める事項について生じた疑義、又は本契約について定めのない事項については、沖縄県保健医療介護部地域保健課と受託者が協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。